

京都市教育委員会告示第11号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき別表第1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第36条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる文化財を京都市指定史跡に、同条例第43条第1項の規定に基づき別表第3に掲げる土地の区域を京都市文化財環境保全地区に指定したので、同条例第6条第3項（第36条第2項及び第43条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

別表第1

京都市指定有形文化財

美術工芸品

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
工芸品	木製五輪塔 「入道西念」「己卯歳平治元年十二月九日施入僧寂念」等の墨書がある	1基	久多自治振興会	京都市左京区久多
考古資料	三条せと物や町界限出土の「桃山茶陶」（中之町出土品）	970点	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

別表第2

京都市指定史跡

名称	所在地	地域
妙光寺境内	京都市右京区宇多野上ノ谷町15番1, 15番2, 20番及び21番 京都市右京区鳴滝宇多野谷3番3及び3番8	15番1, 15番2, 20番, 21番, 3番3及び3番8のうち22, 258平方メートル

備考 指定地域に関する図面は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

別表第3

京都市文化財環境保全地区

名 称	所 在 地	地 域
五社神社文化財 環境保全地区	京都市西京区下津林楠町103番地、104番地、96番地の3及び97番地	103番地、104番地、96番地の3及び97番地のうち2、190平方メートル

備考 指定地域に関する図面は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)